

熊本県公報

号外 第 30 号
平成 19 年 7 月 17 日 (火)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙における選挙期日等……………(選挙管理委員会) 1
- 衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することのできる日……………(") 1
- 衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時……………(") 1
- 衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙における選挙運動従事者及び労働者に対する実費弁償及び報酬の最高額……………(") 2
- 衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙における政見放送の放送日時を決定する場合のくじを行う場所及び日時……………(") 2
- 衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を決定する場合のくじを行う場所及び日時……………(") 2
- 衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙における選挙立会人のくじの場所及び日時……………(衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙選挙長) 2

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第 60 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 113 条第 1 項第 1 号の規定により、衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙を次のとおり行う。

平成 19 年 7 月 17 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

- 1 選挙期日 平成 19 年 7 月 29 日
- 2 選挙期日の告示日 平成 19 年 7 月 17 日

熊本県選挙管理委員会告示第 61 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 7 項の規定に基づき平成 19 年 7 月 29 日執行の衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙においてポスター掲示場にポスターを掲示することのできる日を次のとおり定める。

平成 19 年 7 月 17 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

平成 19 年 7 月 17 日

熊本県選挙管理委員会告示第 62 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 77 条第 1 項及び同法第 78 条の規定に基づき平成 19 年 7 月 29 日執行の衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成 19 年 7 月 17 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

場 所	日 時
熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号	平成 19 年 8 月 1 日
熊本県庁新館多目的 AV 会議室	午前 11 時

熊本県選挙管理委員会告示第 63 号

平成 19 年 7 月 29 日執行の衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 197 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労働者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら同法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を、次のとおり定める。

平成 19 年 7 月 17 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

- 1 選挙運動に従事する者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ハ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - ニ 宿泊料 （食料 2 食分を含む。）1 夜につき 12,000 円
 - ホ 弁当料 1 食につき 1,000 円、1 日につき 3,000 円
 - ヘ 茶菓料 1 日につき 500 円
- 2 選挙運動のために使用する労働者 1 人に対し支給することができる報酬の額
 - イ 基本日額 10,000 円以内
 - ロ 超過勤務手当 1 日につき基本日額の 5 割以内
- 3 選挙運動のために使用する労働者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第 1 号イ、ロ及びハに掲げる額
 - ロ 宿泊料（食料を除く。）1 夜につき 10,000 円
- 4 選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額
 - イ 選挙運動のために使用する事務員 1 人 1 日につき 10,000 円以内
 - ロ 専ら同法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1 人 1 日につき 15,000 円以内
 - ハ 専ら手話通訳のために使用する者 1 人 1 日につき 15,000 円以内

熊本県選挙管理委員会告示第 64 号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第 165 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 7 月 29 日執行の衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙における候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成 19 年 7 月 17 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

- 1 場 所 熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成 19 年 7 月 17 日 午後 6 時

熊本県選挙管理委員会告示第 65 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 169 条第 5 項の規定に基づき平成 19 年 7 月 29 日執行の衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙における選挙公報に候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合において、その掲載の順序を決定するくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成 19 年 7 月 17 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

- 1 場 所 熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成 19 年 7 月 17 日 午後 6 時 15 分

衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙選挙長告示第 1 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 76 条の規定に基づき平成 19 年 7 月 29 日執行の衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成 19 年 7 月 17 日

衆議院熊本県第 3 区選出議員補欠選挙

選挙長 松 見 辰 彦

- 1 場 所 熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号
熊本県庁内 熊本県選挙管理委員会室
- 2 日 時 平成 19 年 7 月 26 日 午後 6 時 40 分